

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和3年11月15日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 野村ひろし

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>ごみ減量について</p> <p>(1) もえるごみ袋増額に関する意見交換会において、もえるごみ袋L1枚50円という値上げについて、現時点では、市民の理解が得られていると考えているか。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理基本計画【中間見直し】では、事業系ごみ排出量が当初計画と実績、将来見込みに大きな差がある。2017年度の大幅増加は大型商業施設のオープンが原因であることは理解できる。しかし、2022年秋のジブリパーク開業も控えている中で、2023年はわずかではあるが、減少と見込んでいる根拠は何か。</p>	
2	<p>ため池について</p> <p>(1) 2018年7月の西日本豪雨では多数のため池が決壊し、多くの被害をもたらした。決壊した場合に人的被害が出る恐れがある「防災重点ため池」の管理はどのように行われているのか。</p> <p>(2) 農村地域の都市化・混住化に伴い、ごみの不法投棄、水質悪化、外来種による生態系の破壊などの問題が生じている。また、農業者の減少や高齢化から、管理体制の弱体化が懸念されている。ため池の多面的な機能を維持していくため、これらの課題にどう取り組んでいくのか。</p>	

3	<p>学校避難所マニュアルについて</p> <p>阪神・淡路大震災において、避難所としての学校の存在が大きくクローズアップされることになった。避難場所に指定されてはいたが、運動場や体育館への一時的な避難が想定されていただけで、多数の避難者が長期間生活の場とすることは予想外の事態であった。そんな中、教職員が果たす役割が大変大きかったと評価された。学校が長期間避難所となるような大災害が起きた場合、発災から一定期間は教職員が避難所開設、運営の協力をせざるを得ない。各学校において教職員の具体的な参集・配備の在り方や役割分担等のマニュアルはあるか。</p>	
---	---	--